

滋賀県道路整備アクションプログラム 地域別アクションプログラム

(東近江土木事務所)



東近江地域ワーキングニュース vol.2

客観的評価マニュアルにおける

改築事業の地域の重点項目について議論しました

限られた財源を効率的に活用し、地域が真に求める事業を優先的に実施していくため、滋賀県では「客観的評価マニュアル」を策定し、バイパス整備や道路拡幅などの「改築事業」と、歩道整備などの「交通安全事業」の2事業について、幅広い指標で優先度を評価しています。この中で、改築事業については、地域の課題に即した「重点項目」を設定し、加点評価することとしています。

第2回地域ワーキングでは、改築事業の「地域の重点項目」について議論し、以下のように決定しました。

この結果、

◆東近江土木事務所管内における地域の重点項目

**「工区の起終点が共に改良済みの道路の整備」
「通学路等の整備」**

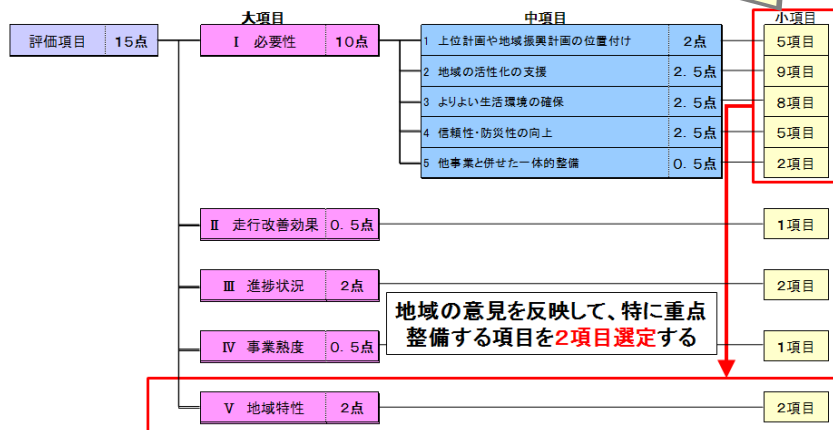
「地域の重点項目」について

「客観的評価マニュアル」では、改築事業について「Ⅰ必要性」・「Ⅱ走行改善効果」・「Ⅲ進捗状況」・「Ⅳ事業熟度」・「Ⅴ地域特性」の5項目で評価しています。

上記のうち、「Ⅴ地域特性」が「地域の重点項目」にあたり、地域の課題に応じて「Ⅰ必要性」の小項目(29項目)の中から最大2項目まで選択できます。

■「Ⅰ必要性」の小項目の例

- ・ICや鉄道駅へのアクセス道路の整備
- ・優れた自然環境・歴史的資源や観光資源等の周辺道路の整備
- ・大型車のすれ違い不能の解消が図れる整備
- ・著しい渋滞を緩和できる整備
- ・通学路等の整備・・・等



第2回地域ワーキング

開催概要

[日時]

平成24年9月11日(火)

14:00~16:00

[場所]

東近江合同庁舎 3階 3C会議室

●地域ワーキングの目的

東近江土木事務所管内の地域課題を抽出し、その課題を踏まえた今後の道路整備について、提言を行うことを目的とする。

●地域ワーキングの検討内容

- ①地域の道路・交通の現状、問題点、課題について
- ②客観的評価マニュアルにおける改築事業の地域の重点項目について
- ③評価結果に基づく整備箇所(案)について
- ④提言書について

●今後のスケジュール

第1回 ワーキング

5年間を振り返り、地域の道路、交通の問題点や課題等についてご意見を伺いました。

第2回 ワーキング

地域課題を抽出し、客観的評価マニュアルにおける地域の重点項目を決めました。

第3回 ワーキング

アクションプログラム2013における整備箇所(案)や提言書について議論します。

アクションプログラム2013策定
(平成25年3月予定)

ワーキングで頂いた主なご意見

東近江地域における重点項目の選定について



重点項目に関する主なご意見

- 東近江地域では市街地における渋滞の解消が差し迫った課題であり、渋滞解消の観点から重点項目を選定すべきである。
- 通学児童の安全確保は大きな課題であり、重点項目として「通学路等の整備」をとり上げることは評価できる。
- 信頼性や防災性の向上に関する項目も重点項目としてとり入れるべきではないか。
- 前回の重点項目である「I、Cや鉄道駅へのアクセス道路の整備」は、該当路線に未整備区間がある中、今後も引き続き重点項目とすべきではないか。

重点項目の選定理由

- 渋滞解消や防災面等での道路網強化に資する事業は、複数の項目で評価できるが、交差点改良等の点的な事業については評価できる項目が少なく優先順位が低くなりやすい。東近江地域には交通円滑化対策が必要な交差点が多数残されており、交差点改良を今後積極的に進めていく必要があることから、「工区の起終点が共に改良済みの道路の整備」を重点項目に選定。
- 東近江地域内の通学路には、歩道が未整備な中で大型車を含めた通過交通が多数流入し危険な状況となっている区間が多いことから、通学路の安全確保とともに、自動車・自転車の安全かつ円滑な通行確保につながる「通学路等の整備」を重点項目に選定。

その他の意見について

- 前回の重点項目による優先順位結果と事業の進捗状況の関係を検証すべきではないか。
- 客観的評価マニュアルにおける重点項目の選定プロセスや改築事業の評価項目・評価方法等を容易に理解できるよう分かりやすい仕組みにしてほしい。
- 現在の評価手法では、インターチェンジへのアクセス道路は周辺2km以内の道路が対象となるが、市街地と郊外部では道路利用者の距離感が異なるなど、地域特性に即した評価方法について検討が必要ではないか。

滋賀県道路整備アクションプログラム
地域別アクションプログラム

(東近江土木事務所)

～東近江地域ワーキングニュース～

2012年10月発行

【編集・発行】

滋賀県東近江土木事務所道路計画課

〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23

TEL: 0748-22-7735

FAX: 0748-23-4163

E-mail: HA33300@pref.shiga.lg.jp

URL: <http://www.pref.shiga.jp/h/y-doboku/road/070301roadplan.html>